

総務委員会会議録

日時 平成22年10月4日(月) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後3時44分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 河西 敏郎
委員 前島 茂松 渡辺 亘人 武川 勉 石井 脩徳
堀内 富久 樋口 雄一 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員 井上 利男 警察本部長 唐木 芳博
警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 門西 和雄 刑事部長 廣瀬 文三勝
交通部長 青木 雄二 警備部長 北村 正彦 首席監察官 宮崎 清
総務室長 長沼 郁雄 警察学校長 清水 徹 警務部参事官 有泉 辰二美
生活安全部参事官 小野 和夫 刑事部参事官 佐藤 元治
交通部参事官 佐野 俊夫 会計課長 古屋 一栄
教養課長 細入 浩幸 監察課長 梶原 猛一 厚生課長 眞壁 昌三
情報管理課長 浅川 和章 地域課長 藤原 芳樹 少年課長 川崎 雅明
生活環境課長 輿水 雅彦 捜査第一課長 小林 雄治
捜査第二課長 山口 和良 組織犯罪対策課長 秋山 一哉
交通指導課長 奥脇 勝美 交通規制課長 青柳 幸仁
運転免許課長 小幡 菊次 警備第一課長 渡辺 茂
警備第二課長 松原 茂雄

知事政策局長 平出 亘 企画県民部長 中澤 正徳
知事補佐官 鷹野 勝己 企画県民部理事 杉田 雄二
知事政策局次長 岩波 輝明 知事政策局次長(秘書課長事務取扱) 藤江 昭
政策参事 松谷 荘一 知事政策局次長(広聴広報課長事務取扱) 堀内 久雄
知事政策局次長(行政改革推進課長事務取扱) 市川 由美
企画県民部次長 小林 明
企画県民部次長(リニア交通課長事務取扱) 矢島 孝雄
企画課長 橘田 恭 世界遺産推進課長 高木 昭 対外調整室長 市川 満
北富士演習場対策課長 伏見 健 情報政策課長 寺本 邦仁子
統計調査課長 前嶋 修 県民生活・男女参画課長 輿石 隆治
消費者安全・食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 青嶋 洋和
国民文化祭準備室長 平井 敏男

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 笹本 英一
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 輿水 修策
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 広瀬 猛 総務部理事 曾根 哲哉

総務部次長 山本 一 総務部次長（人事課長事務取扱） 原間 敏彦
総務部次長（財政課長事務取扱） 山下 誠 職員厚生課長 山本 芳彦
税務課長 深澤 肇 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也
市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 堀内 浩将
出納局次長（会計課長事務取扱） 佐藤 浩一 管理課長 清水 郁也
工事検査課長 野田 祥司
人事委員会事務局次長 清水 文夫 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
監査委員事務局次長 窪田 守忠 監査委員事務局次長 飯島 幸夫
議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 杉山 正巳

議題（付託案件）

- 第71号 山梨県暴力団排除条例制定の件
第72号 山梨県県税条例中改正の件
第74号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例中改正の件
第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
第84号 特定事業に係る契約締結の件
第85号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件
- 請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて
請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2
請願第22-4号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求めることについて
請願第22-5号 司法修習生の給費制の存続を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第19-10号、第21-7号及び第22-4号についてはいずれも継続審査すべきもの、請願第22-5号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、知事政策局・企画県民部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時2分から午前10時37分まで警察本部、休憩をはさみ午前10時52分から午後1時59分まで（その間、午前11時43分から午後1時31分まで休憩をはさんだ）知事政策局・企画県民部関係、休憩をはさみ午後2時22分から午後3時44分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 警察本部関係

※第71号 山梨県暴力団排除条例制定の件

質疑

- 小越委員 1点、質問させてください。学校等の200メートル以内に新規に開設した場合、罰則規定があるというお話があったんですけど、現在、この学校ですとか、公民館、保育所などの200メートル以内に暴力団事務所があるというところは、実際にあるんでしょうか。
- 秋山組織犯罪対策課長 県内には3団体、29の暴力団事務所が存在しております。そのうち、具体的な件数はそれぞれの事務所の所在地を公表してないことから申し上げられませんが、既に保護範囲内にあるものは10件近くあります。
- 小越委員 新設の場合は罰則規定があるんですけど、既に10カ所も200メートル以内に暴力団事務所があるということは、そこに住んでいらっしゃる方、また子供さんの保護者を含めて、ちょっと脅威を感じ心配の面もあると思いますので、その10カ所についても厳しく監視をしたり、それから、取り締りを含めてぜひお願いしたいと思います。そこだけ要望しておきます。
- 秋山組織犯罪対策課長 本条例によっては既存の暴力団の事務所を撤去することはできません。しかし、全国では昨年142箇所の暴力団事務所を撤去させています。このうち43箇所は一般市民が警察、行政、民暴センター、民事介入暴力弁護士会等と連携して暴力団事務所の明け渡し、または使用差しとめの民事訴訟を行い撤去させています。このように暴力団を恐れず、住民が勇気を持って官民一体となった暴力団排除活動を行うことによって、既存の暴力団事務所を撤去することも十分可能であると思います。
- 渡辺委員 4点ばかり質問いたしますけど、まず初めに、私、富士吉田市内の富士見町という1,200軒ですか、1,300軒ある地区で連合の自治会長をさせていただいています。
- 私が、富士吉田市に住んでいて感じることは、昔というんですか、10年ぐらいに前に比べて最近は暴力団の活動が、何というんですか、表に出ないで、浸透したというとおかしいですけど、余り目立った動きがないような、地元の皆さんもそんな話をしておりますし、また、私もそんなことを思っていますけれども、地元は何か山口組系の暴力団が、何か組織をつくっていると言われていました。そういう中でこの山梨県の暴力団の排除条例の制定の件が出てきました。それでちょっと今説明がありましたが、その中からピックアップして質問させていただきます。
- まず第1点に、この条例については福岡県など6府県で、先に設置した県があるということを聞いていますけれども、何か本県の条例と相違点というものがあるんでしょうか。
- 秋山組織犯罪対策課長 既に条例が制定されているのは福岡県以下6府県ございますが、まず先行県の条例は大きく分けて2つに分けられます。1つは福岡・愛媛・京都のように、暴力団排除をするための基本的な施策を規定して罰則を設けている府県であります。もう一つは、佐賀・長崎・鹿児島のように、いわゆる暴力団事務所を開設することを防止するための条例ということで、これについては罰則を設けておりません。当県にあっては、警察庁・福岡・愛媛・京都に倣い暴力団排除のための総合的な施策を規定し、新たな事務所を設ける、これについては先ほど刑事部長が御説明したとおり、罰則を設けているところであります。こういったところから、本県の特徴としては暴力団排除のため県、県民、事業者が一体となった推進体制を整備する点、2つ目は、基本

的方向性を示す基本方針を作成する点、3点目は、暴力団事務所を新規につくらせないよう建設業者の措置を規定している点、これについては本県のみであります。

渡辺委員

ありがとうございました。

次に、暴力団事務所の移転に反対する住民運動が行われてきたということは知っていますけれども、今回、暴力団排除条例によって住民運動をサポートすることができるのかどうか、その点をちょっとお聞かせ願います。

秋山組織犯罪対策課長 県内では御承知のとおり、甲府市・笛吹市・大月市で暴力団事務所進出に反対する住民運動が盛んに行われました。本条例は県、県民、事業者が一体となって暴力団を排除するための指針となるものであります。住民運動のようにまさに県民等が一体となった暴力団排除活動を支援する体制を、整備することが重要と考えるところであります。

具体的には、第10条において県民等の支援として、暴力団の排除のための活動について県が暴力団情勢等の情報提供や、具体的な方法・方策等に対する助言等の支援を行うということであり、また、第11条においては暴力団事務所の使用差止め請求、損害賠償請求等の訴訟に対し、必要な情報提供や住民運動の支援を行うなどを規定しており、県として積極的に支援したいと考えております。

渡辺委員

ありがとうございます。

3点目に、富士見町の地内ですけど、夜とか朝早くとか、バイクで暴走行為というんですか、何台もというんじゃないけど、3台ぐらいで国道じゃなくて裏の通りなんかを走っている者が二、三人いるんですが、彼らは暴力団といろいろ提携しているというとおかしいですけど、息がかかっているとか、そんなようなことがあるのかなと思っているんですが、私のところにもいろいろ相談がありますけど、警察に言うようにと助言したり、実際警察へ届けますが、暴走族と暴力団とのつながりについてお聞かせください。

秋山組織犯罪対策課長 現在、県内の暴走族は6グループ、約120名を把握しております。こういった中で、暴力団は地元の不良グループや素行不良者等を取り込むなどして、組織の維持・拡大を図っております。また、暴走族グループはその主要な対象として、暴力団の影響を強く受けているのが実態であります。国中を縄張りとしている稲川会傘下の組織が、一部の暴走族からいわゆる上納金をとっているという情報もあり、実態解明に努めているところであります。また、本年3月には県内で最大勢力を誇る暴走族グループのリーダーを、監禁事件で逮捕しましたが、まさにその犯行現場が暴力団事務所が使用されたということを考えても、暴走族にあっては極めて予備軍的な要素があると思います。この辺の指導・取り締まりが重要であると考えております。

渡辺委員

ありがとうございます。

次に、薬物中毒者を収容している、収容というとおかしいですけど、民間の団体が民家を手直しして、七、八人ぐらい集めて更生施設をやっている団体があるんですが、その近所の住民が自治会に対して、ああいう方々がいたら困るとか、いろいろなことを言うんですけど、私、その施設の人たちを見ていまして、本当にかわいそうだなということを感じます。というのは、彼らの頭の中には薬物を欲しいというのが半分あって、半分というより

8割ぐらい薬物を、チャンスがあればまた打ちたいという気持ちがあると思います。あとの2割は何とか更生したいということなんですけど、そんなようなことを考えると、彼らというのは本当に不幸な星の下に生まれている人間だなということを感じました。

そういう中で、不安を感じている住民に対しては、自分の息子もそうなったときにはどうですかとか、また、地元でも僕ら知っている限り薬物中毒者が四、五人いるんですけど、その方はほとんど他県に行ってそういう施設に行っているか、刑務所へ行っているかどっちかだということですから、そんな話もして、ぜひ理解していただきたいということを住民に言って、微力ですけど、そういう施設の運営に協力しています。そういう中で、私、一番感じていることは、教育問題じゃないですけど、教育というのは学校と家庭と地域という教育があるそうなのですが、僕は地域での教育も重要と考えています。地域でよく見てやって指導するのが一番いいんじゃないかなと思うんです。過去、私の友人の息子が薬物をやっていたりして、もう家庭でどうにもならない。お金は使うわ、何はするでどうにもならなくて、僕のところへ相談に来ました。

僕は警察へ速やかに言いました。ぜひ取り締まってやってくれよと。そのときのお巡りさんが「もうこういうことは一刻も早く警察に持ち込まなければ、ハッピーエンドの解決はできない」ということを言われたのを覚えております。そういう意味で、私は、今、何というんですか、懸賞金を警察でかけるというのが、何かいろいろ殺人事件なんかでありますけど、私は薬物事件についても、情報提供者にはお金をかけるべきではないかなという感じがします。というのは、1回やったらやめられないんですから、私もたばこもつい1年ぐらい前にやっと、やめというんじゃなくて、休んでいるという状態ですから、たばこさえそんなような状態ですから、そのときの警察の署長さんが「渡辺さん、警察官でもそんなことしたらやめられない、それだけの恐ろしいものだ」と言ったのを僕は耳に覚えていますので、ぜひそういう懸賞をかけて、1人でも被害者をなくせばいいなという感じではありますけど、その辺どんなに考えていますか。

秋山組織犯罪対策課長　お答えします。現実に山梨においては甲府市伊勢町に山梨ダルクの本部があります。我々も連携をとりながら、収容されている方、どんな方がいるかということと、更生するにはどういうことをしていったらよいかということ、この施設長とも連携をとったりして、また、そういった会合にも出席させてもらって指導しています。また、委員がおっしゃる覚せい剤のいわゆる蔓延状態でありますけれども、山梨では例年平均約100名の違反者を検挙しています。こういった中で、覚せい剤の再犯率というのはおおむね60%です。つまり6割の方はどうしてもやめられないというのが実態です。こういう中で我々は事件を検挙することもまた大事ですけれども、こういった次世代を担う青少年たちが、また一家の生計を守る御主人、また奥さんたちが覚せい剤に陥っていているというのも実態でありますので、こういった方々を少しでも少なくするよう、鋭意努力しているところであります。

渡辺委員

よろしく申し上げます。

最後に、暴力団の排除条例の施行予定が来年の4月だと聞きました。すばらしい効果的な条例でも県民の皆さんが知らなければ、絵にかいたもちではないかと思えますけど、そういう条例を県民に知らせたことに具体的にどんなようなことを考えていますか。その点を聞いて最後の質問にさせていた

できます。

秋山組織犯罪対策課長 この条例の制定に先立ち、当県においてはいわゆるパブリックコメントは行いませんでしたが、この条例に先立ちいわゆるアンケート調査を行ったところ、県民の約95%がこの条例に賛成との意見をいただきました。こういったことから、本条例の公布後、期間を置いてマスコミ、各種業界団体等の協力を得ながら、ポスターの掲示、パンフレットの配布、また広報誌等への掲載、ホームページによる情報発信、各種関係団体への説明会等を行い、条例の浸透を図っていきたいと考えております。

渡辺委員 ありがとうございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 警察本部関係

※第74号 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項 なし

主な質疑等 知事政策局・企画県民部関係

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択することを求めます。賛成です。
アメリカでもヨーロッパでも、日本軍のこの慰安婦問題に対して謝罪することが強まっています。決議も出されております。日本におきましても村山首相や河野洋平さんの談話でも認めております。この請願は採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※請願第22-4号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択することを求めます。
アメリカ軍が罪を犯したときに、裁判権を日本が放棄するということがもしあるとしますと、それは大変なことになります。この密約は現在でも機能しているとアメリカの主席担当官が論文の中で言っております。ぜひこれは内容を調査・公表し、あるいはこの密約そのものを破棄するというのは当然の処置だと思いますので、私はこの請願を採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(ネーミングライツについて)

樋口委員 10月からでしたか、公募を始めましたネーミングライツのことについて伺います。他県でもスポーツ施設を中心に、公共施設に民間の名前を導入することによって、行政が資金を稼ぐという形が普及をしておりましたけれども、ここ2年来の世界的な恐慌によって、大変な状況だと思いますけれども、本県ではどのようにこのことを導入し、ここまでに至っているか、簡単に経過について教えてください。

市川知事政策局次長 ただいまのネーミングライツの導入に当たっての経緯ということで御説明を申し上げます。本県ではネーミングライツの導入につきましては、行政改革大綱に掲げた目標でありますことから、その導入に向けて平成20年度から、主な県内の企業ですとか、あと、県にゆかりのあります大手の企業をできる限り訪問してPRをしてまいりました。先ほどお話がありました

ように、経済情勢の急激な悪化というものがございまして、残念ながら、今のところ前向きな企業はございません。

樋口委員

県としての実績がまだないということではありますが、県内の市町村については葦崎市があるかなと思うんですが、葦崎市あるいはほかにもありますか。

市川知事政策局次長

県内におきましては葦崎市の文化ホールが東京エレクトロン葦崎文化ホールということで導入をしております、唯一この施設ということです。

樋口委員

私、平成21年度の主要施策成果説明書、総合計画実施状況報告書をちょっと見ておりますけれども、6ページにあります。20年度からということでもありますけれども、これまで県内外の28社に案内を行ったものの導入には至らなかった。あるいは、平成21年度は11社ということでもありますけれども、一般的に考えてマルが1けた少ないのかなと。もっと大きく、何と申しますか、企業の進出にしても産業立地推進課なんかを使って、大きく営業活動したようなことも記憶しておりますけれども、ちょっと少ないのかなという気がします。それについてはどのような経過と申しますか、お考えですか。

市川知事政策局次長

ただいま企業の訪問の数が少ないのではないかと御質問でございますけれども、平成20年度に導入を目標にしたということから、20年度は17社、それから、21年度が11社、そして、本年度になりまして4社へ案内、合計で32社への案内を行っております。この案内を行うにつきましては、産業立地推進課などからいろんな情報をいただいております。ただ、今、委員ご指摘のように、数を打てば当たるかもしれないという考え方も確かにあるかと思っておりますけれども、今、私なりに企業を訪問する中で印象なんです、企業はこのネーミングライツについては大変関心を持っております。本県では中小の製造業というところが多いものですから、企業の知名度を上げたいですとか、あと社会貢献という意味合いで、企業のイメージアップを図りたいと思っておりますところがたくさんあります。

しかしながら、この話を持っていったときに、やはり金額を見たときに、本当はチャンスなのでぜひ導入したいという気持ちはある。ただし、この経営状況からいきますと、来年度は負担できても、その後はどうなるかということは何とも言えないという返事をお伺いしたという状況でございます。そういうことを踏まえますと、県としてやはりそういう状況の中で、やみくもに企業に案内するということについては、ちょっと慎重に考えた方がいいのではないかと考えております。

樋口委員

ただやみくもにやるより、やはり企業を絞って、ターゲットを絞ってやっていくということではあります、でも、今までは絞ってやっていたけれども、10月1日から広く全く絞らなくてやるわけですから、その辺がちょっと転換が著し過ぎるなという感じも非常に受けるわけですが、成算と申しますか、勝算はいかにありますか、どうですか。

市川知事政策局次長

ここで公募という形で、10月1日～29日までを応募期間ということで、いろんな形でPRしております。そして、まずネーミングライツをどうしてここで公募したかということでございますけれども、行革大綱に掲

げられた目標であるということ、そして、平成20年度からできる限りの、ターゲットも絞りながら訪問をしてきましたが、なかなか思うようには行ってないということ、そして、また今年度は行革大綱の最終年ということもあります。また、わずかながらではありますけれども、景気も少し上向いてきているのかなというところもあることから、こうしたことを踏まえまして、これまで訪問してこなかったような企業でも、公募することによって関心を持っていただけるということも予想がされますので、そういう期待を込めてここで公募という形をとっております。勝算というようなことですが、そこは何とも言えませんけれども、ぜひ応募をしていただけるように、強く期待をしているところでございます。

樋口委員 当初から、あるいは、今、現在ネーミングライツの対象となる公共施設と、年間の契約金額について教えてください。

市川知事政策局次長 ネーミングライツの対象施設につきましては、小瀬スポーツ公園陸上競技場、それと県民文化ホールの2施設です。これは県民に親しまれてだれもが知っている施設であるということで、まずこの2施設を対象といたしました。行革大綱の目標額は両施設合わせて4,000万円という目標でございます。その4,000万円の内訳は小瀬スポーツ公園陸上競技場が3,000万円、文化ホールが1,000万円という根拠のもとに4,000万円という数字を掲げたわけでございますけれども、今回の公募は小瀬スポーツ公園陸上競技場が2,000万円以上、そして、文化ホールが1,500万円以上ということで公募をしております。ここで金額が4,000万円にならないということがございますけれども、全国的な状況を見ましても、このところ他の自治体も導入状況がかなり値下がりをしているという状況もございます。そして、この2,000万円以上、1,500万円以上というのは、規模の大体類似した施設というものをピックアップして検討をして、その大体の平均の金額ということで出しておりますので、適正な金額だと考えております。

樋口委員 はい、わかりました。ほかの行政施策の中でも時々言われることですが、やっぱり県の幹部の方々が、何といいますか、歩いて売るといふ姿は余りぴんと来なくて、やっぱりそういう分野が得意な民間の企業等が肩がわりをするとか、でも、それもちょっとイメージもなかなか難しいんですけど、例えば観光にしても新しい機構ができて、その中でやってメニューも豊富になったという事例もあるんで、そういうことができないのかなと思ったりします。あるいは、これからのことですから、景気が少し上向いてきたのかもしれないんですが、先日の知事の再選出馬への意気込みの話の中でも、将来にわたって山梨の可能性がリニアやさまざまなことで少し価値が上がる。そういうことをやっぱり思いっきり集約をしていただいて、公募も2カ月ですか、大変厳しいと思いますけれども、それがだめだったらどうしようとか、そういう矢継ぎ早の施策といいますか、方策を考えていただきたいと思いますんですが、そういったところについてどうでしょうか。

市川知事政策局次長 その点につきましては、平成18年度ぐらいから自治体でネーミングライツを導入し始めたんですけども、それ以前はネーミングライツ料の算定ですとか、募集の方法といったノウハウがありませんでしたので、その時期に導入をした県では、数県なんですけれども、広告代理店に委託をした

という事例がございます。その後、ネーミングライツの導入が各自治体に広がってきましたので、算定の方法ですとか、導入のノウハウなどが確立をしてきたということがございます。

それから、広告代理店などに委託をすれば、当然、委託料というものがかかり、ネーミングライツ料から委託料が差し引かれるような形になります。その委託料は決して安いものではありません。それと、県によってネーミングライツを導入しているところを見ますと、大体、地元の企業がスポンサーになっているということがございますので、全国的な広告代理店のようなどころにお願いすると、ちょっとなじまないというところもあるなどありまして、今のところ自治体で委託をしてスポンサーを決定するという事は、ほとんどのところではとってないという状況がございます。こうした状況から、本県の広告代理店や命名権に関するコンサルティング会社があるということは承知をしておりますけれども、今回、自前といいますか、何とかぜひ頑張って導入に向けて進めてまいりたいと考えております。

(外部評価について)

樋口委員

ヴァンフォーレもきのうは0対0で引き分けでしたけれども、J1昇格の可能性が非常に高くありますから、また民間の情報も十分とりながら、導入に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

続けて、また市川次長のところで申しわけないですけど、行政評価アドバイザー会議(外部評価)、9月10日・11日・12日でやりましたけれども、これはいつから始めて、あるいは、公にしたのは今回が初めてだと思いますが、これも毎年やっていることですが、どのようにやってきているのか教えてください。

市川知事政策局次長

行政評価の中の外部評価という形になります。実質的効果につきましては、行政評価を導入しましたのが平成11年度からですが、外部評価を導入し始めたのは平成16年度からでございます。その際には委員会という形で、評価をさまざまな視点でしていただいたということで、外部評価自体を今年度初めてやったというわけではなく、今までもやっていたということでございます。今年度につきましては、その外部評価にかかわりまして客観性とか、透明性というものを高めるという目的で、公開という形を初めてとったところでございます。そして9月10日・11日・12日の金・土・日の3日間、公開の場で46事業の評価を行いました。

樋口委員

少し前は政策アセスメントとか、いろいろなやり方をして、内部で、あるいは、その後、外部ということがありますけれども、大体ボリューム的にはこの3日間ぐらいで、今までもやってきたんですか。

市川知事政策局次長

今年度は公開ということがありますので、1事業大体25分程度という形でやっておりますので、3日という設定をいたしましたけれども、今までは行政評価アドバイザーに、それぞれの事業課とのヒアリングをしたその結果というものを、調書をもとに説明をして、そこで評価をしていただいたという形をとっております。会議としましては1日で済ましております。

樋口委員

このほかには外部監査も委託をしていますよね。それとの関連性についてちょっと教えてください。

市川知事政策局次長 行政評価につきましては県の主要施策ですとか、さまざまな事業の中で対象の事業を絞っております。それというのは、県全体の事業のうち人件費ですとか、それから、公共事業の関係などを除いた1,200事業ぐらいが行政評価の対象になっております。包括外部監査の対象というのはまた全然違まして、それぞれの監査人がそのテーマを選定するというようになっておまして、今年度は試験研究機関の10施設を評価をするということで、評価の対象が全く異なります。

樋口委員

ちょっと質問がずれて済みませんでした。わかりました。

公開という意味で言うと、実施をすると決めて、県民にはもっとずっと早く周知しているのかな思っていました。僕が教えていただいて知った日が余りにも遅過ぎて、秋の金・土・日ということもあり見にいきたいけれども、見にいけないということがあったり、あるいは「県庁でやるの？」という質問も受れたり、なかなか県庁に仕事に来る人は大勢いますが、一般県民の方にとっては敷居が高いようなことも言われております。今回、初めてそういうことをやりましたけれども、今後続けるということであれば、そういったことも考慮に入れていただきたいなと思っています。かなり多くの方からそのように言われましたが、その辺についてはどのようにお考えですか。

市川知事政策局次長

ただ今の質問で議員の方々にお知らせしたのが、確かに遅いというお話はございました。一応、この公開の場で外部評価を実施するということは、9月10日から始めますということで、そのあたりからさまざまな県広報を使いまして措置をいたしました。それから、パブリシティも活用しまして、新聞ですとか、テレビのようなものに取り上げていただきまして実施をしました。ただ、これが遅いかどうかということでございますけれども、余り早く周知をしても、ちょっとうっかりしてしまうということもあるのかなと考えておまして、ちょうど10日ぐらい前に周知をするというのが、適当なのかと判断をした次第でございます。

それと、県庁で開催したということにつきましては、まずは経費ということを考えまして、県庁の会議室で開催しました。ただ、今後どうかということとはちょっと幾つか課題もございましたので、今後どういう形でやっていくかということは今からなんですけれども、同じような形で外部評価を公開で行うということになりますと、会場とかそういうことについても、もう一度検討していかなければならないと考えております。

樋口委員

わかりました。そして、中身ですけれども、3人の委員の方々が、対象事業に対し「続ける」、「続けない」、あと、「縮小する」といった3つの御意見を出されたと思うんですが、それを受けて行政改革推進課として、あるいは知事政策局としてどのように持って行って、どういうスケジュールで、次年度の予算に反映していこうというお考えか教えてください。

市川知事政策局次長

今回の外部評価の結果を踏まえてということでもありますけれども、評価の内容を十分にこれからまた検討をいたしまして、10月末までに知事政策局が行う2次評価に反映をさせてまいります。それから、各事業担当課ではその2次評価を踏まえまして、次年度の事業を検討して予算要求に備える。その後、予算編成作業の中で事業の縮小ですとか、統合、それから、実施方法の変更といったような形の見直しが行われることとなります。それで県のホームページにおきまして、2次評価を決定したその内容、それから、

3月末になりますけれども、予算にどのように反映をしたということは、ホームページで公表をすることとしております。

樋口委員

ことしの年明けに、たしか財政課の方から、各課からこういう予算が要望されているというようなものが、初めて公になったと記憶をしております。今、次長がおっしゃられたように、これから2次評価をして各課に落とすということでありましてけれども、そこから財政課が2次評価の結果を踏まえ査定し、その後の年度末の議会の中で予算建てが出てきて予算案として出す。その前に例えば私たち議会にその間のどこかで、そういった中身について提案といいますか、報告といいますか、そういったことをしてもらいたいような機会はつくれるんでしょうか、つくれないんでしょうか。

というのは、やはり年度末議会での議論になりますと、予算案はほぼ固まったものになりますから、その中での議論、それももちろん大事ですけれども、その前にまたこの外部評価、あるいは2次評価の中でこのように考えているんだとか、あるいは、ずーっとそれぞれの会派、それぞれの議員が訴え続けてきたことが、どう予算に反映されているのかとか、県民も外部アドバイザーも考えている、知事政策局も考えているんだな、考えてないんだなといった評価ができる。そういったところで、何かフィードバックといいますか、自分たちも自分たちなりに、自分たちの持っている政策、予算要望の重要度というか、何というか、達成が可能なのかどうかというようなことも勉強させていただいたり、あるいは、さらに県議会の中で追求していくことが可能かなと思っているわけでありまして、ちょっと質問が大ざっぱになりましたけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

市川知事政策局次長

今の御質問でございますけれども、最終的には議会の議決というような形で議員の方々には内容について審査をしていただくという形をとってございます。ただ、その前にというお話ですので、ちょっとその辺につきましては検討をさせていただきたいと思っております。

樋口委員

いずれにしても、例えば国では事業仕分けがされて、逆に仕分け作業があのように脚光浴びるといいますか、大きく取り上げられていますが、じゃ、国会の中で予算委員会って一体何なんだと。集めたものをどう使うのか、どう予算建てするのかを決めるのが予算委員会なのに、何でもあり、すべてスキャンダルとか、政治とかいうものになって、本来、予算委員会でやるべきことを事業仕分けの中で、やっているんじゃないかという議論もありまして、ぜひまたそういったことを委員会の場だけじゃなくて、またいろいろな機会に議論をさせていただいて、企画県民部や知事政策局の方で考え方を教えていただきたいなと思っておりますし、また前向きに御検討いただきたいなと思っております。

(産業振興ビジョンについて)

小越委員

まず産業振興ビジョンについてお伺いします。この前、産業振興ビジョンの会議が22日に、3回目が開かれたんですけれども、今後のスケジュール、ことし、今年度中にこの産業振興ビジョンをまとめて、どのように生かされるのか、今後のスケジュールと、それから、今後の政策への生かし方、どのように反映させる予定なのか、まずお聞かせください。

松谷政策参事

産業振興ビジョンの策定スケジュールの御質問だと思いますが、今、委員

がおっしゃいましたように、検討委員会を開催中でございます。既に3回やっております。その間に各部局、産業振興にかかわるいろんな部局がありますが、そういうところでも作業部会とか、検討会、そういうことをいろんな生の声を聞けるようなシステムの中で、検討しているという状況でございます。

今後でございますが、11月の初旬を予定しておりますが、次の検討委員会がございまして、その後、県として中間報告、その中間報告にどんな形で出せるかどうか、ちょっとまだ検討中でございますが、成長分野と、成長性のある産業の方向について、ある程度示していきたいと思っております。そして、最終的な検討委員会を開催して、本年度中には産業振興ビジョンを策定します。

それから、支援策につきましても同時並行といいますか、作業部会とか、そういったところでどんな施策ができるのかというものを、同時並行で検討しております、その反映については来年度以降の施策の中に取り入れていく。それが次の総合計画、現在のチャレンジ山梨行動計画ですが、これが本年度で終わりますので、その次の総合計画に反映するのか、また、そのビジョンの中でお示しできるか、その辺は、今、検討中でございます。

小越委員

それで、産業振興ビジョンについて6月28日の経済財政会議の議事を取り上げられております。産業振興ビジョンの委員の先生方は大学の先生がほとんどで、学術的立場の先生だと思えます。経済財政会議は山梨県内の産業に携わっている社長さんですとか、取締役の方とかいうことで、ちょっと立場が違うのかなと思えますけれども、この経済財政会議の中では産業振興ビジョンについて、総花的であるという記述があったり、この成長分野に出されているものは、別に山梨県でなくて国でやっている成長分野と同じだし、ほかの県でやっているのと同じで、逆にほかの県でも取り上げている成長分野であれば、競争の中で山梨県が果たしてここをターゲットにしていっていいのかということも含めて、かなり手厳しい御意見も出されておりますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

松谷政策参事

産業振興ビジョンにつきましては、確におっしゃいましたように、検討委員会の中で、それぞれ専門的なお立場からの検討をいただいております。それで、いろんな方々から御意見を伺うということで、経済財政会議、それから、総合計画審議会、それから、東京でやっている東京懇話会というものでも御意見をいただいております。それぞれ違った立場からいただいております、委員おっしゃるように、そもそも国の成長戦略というか、そういうものがあるんだから、当然そこから逸脱できないんだから、その中でやればいいんじゃないかとか、そういった御意見なんかもありました。しかし、それぞれそういった相反するというか、意見の中にもせつかくつくるのであれば具体的に示さないよとか、全体がネガティブな目ではなくて、1つでも中小企業の皆さんにヒントになるようにといった御意見がありました。そういったことですので、いろんな御意見を伺った中で、検討委員会も含めてですが、そういった意見を参考に県としてビジョンを策定したいと思っております。

小越委員

ということは、産業振興ビジョンの答申、諮問じゃないかもしれませんが、今年度中に出されるものが、今後の山梨県の成長分野の政策に、ほぼそこに進んでいくのかなと、経済財政会議やいろんな方の意見ももらって、産業振興ビジョンをつくられていくと理解します。産業振興ビジョンの中で、

今後、成長が見込まれる分野というのを、先日、検討委員会の先生方が出された中で、成長性がマルがついているところとついてないところもあるんですね。成長性にマルがついているところと、ついてないところのこの扱いはどうなるのでしょうか。

松谷政策参事

3回目の検討委員会につきましては、いわゆる一般的に言われている成長、今、市場が拡大してきたような環境とか、それから、健康とか、そういった分野が大体5つから6つぐらいを、さらに細かくという言い方は変ですけども、健康食品とか、エネルギーとか、そのように区分しながら、そのときはおおむね29ぐらいの領域というか分野に分けて御議論いただいたと思います。ただそれだけを検討委員会の中で、資料としてお示ししてもあまり議論にならないだろうということで、とりあえず県のポテンシャルというか、山梨県というものの地理的というか、地域特性とか、それから、産業界の持っているポテンシャルみたいなものを加味した中で、事務局としてこれはかなり有望ではないかというようなものにマルをとりあえずつけて、それ以外のものは議論をいただきたいという感じで、特にマルがついているからといって、それが直ちにすごい有望だとか、そういうことではなくて、先生方の専門的な視野というか、御意見を伺いたいきっかけとして、マルをつけているだけでして、それがすぐ次の成長分野になるかという、そうでもないということでございます。

小越委員

でも、産業振興ビジョンの今後出される中間取りまとめが今後の山梨県の産業育成に大きくかかわるという中では、例えばこの中で半導体製造のところ、それから、情報産業のところはいっぱいというか、ほかに先駆けてコンテンツ産業が起きる環境にはないとか、大都市圏立地型の産業であり、ソフトパワーとして走り抜ける山梨独自のコンテンツ産業はない、これ、情報とかICのことですけども、それから、半導体のところですよ。半導体のところは、大型買い換えをするため沿岸部の平地とか、そういう内陸部の本県は不利ということになりますと、今、山梨県でこの間やってきた情報産業ですとか、半導体とか製造業の産業構造から、少しそこは引いて違う方向にやっぱり向かっていくというような、そういう考えなんですか。

松谷政策参事

一応、そういった御意見を伺うために、事務局としてそういったデータというか、資料としてそういうものをお示したんですが、情報の産業も、いや、コンテンツばかりじゃなくて違うのもあるのではないかと、それから、半導体だって、いやいや、まだまだ山梨県でもっと成長性があるんだという御意見も、3回の検討委員会の前に、2回目か1回目のときにそういう御意見もありましたので、そういったものもまた実際に策定する際には、そういう意見を十分反映させたものにしたいと思っております。

小越委員

山梨県の産業構造を外需頼みの輸出依存から内需へ、このアンケートの中でもいみじくも中小企業の皆さんが期待されているのは、この地域の中で好循環を果たしていくというのが、第1番のアンケートの結果になっていますよね。ヒト・モノ・カネ、情報が地域内で好循環を生み出し、雇用創生が図れる産業や産業群をつくる。これは中小企業の皆さんの外に打って出ることでもそうですけど、この山梨県内の、あるいは日本の国内の中での好循環と雇用創出を満たすというところを、中小企業の皆さんが一番今後の産業の発展構造として見ているのであれば、この産業振興ビジョンの審議の中でも、ゼ

ひそかを生かしてもらって、今までの産業、垂直型の下請製造業一辺倒ではないような産業構造にやっぱりしていかなければまずいんじゃないかと思っております。

それで、1点聞きたいんですが、この産業振興ビジョンは先ほど中間取りまとめがあると言ったんですけれども、県民の皆さんにこういう方向ですか、今こういう状況になっているということをお知らせしたり、パブリックコメントをしたり、やりとりというのはどこかあるんでしょうか。

松谷政策参事

検討委員会も今までも一応公開ということになっておりまして、席もちょっと県職員、県職員といいましても、産業振興を越えたいろいろな業務にかかわっている職員が、聞きにきていいですよということを私どもの部局も言っていますので、そういった職員が結構多いんですが、席も50席以上用意してありまして、一般の方が来ていただけるスペースも、ほかの審議会等に比べれば多いと思っておりますが、それはともかくとして、中間取りまとめの前にパブリックコメントというのはちょっと考えてないんですけれども、策定をする前には県民の皆さんに、パブリックコメント等で御意見をいただきたいと考えております。

小越委員

それで、先ほど傍聴席が50席もあるというお話だったんですけれども、例えばこの産業振興ビジョン3回開かれまして、マスコミの人を除いて傍聴には何人いらっしゃったんでしょうか。

松谷政策参事

どういうレベルの方を一般の方というのかがちょっと判断しにくいんですけれども、県職員以外ですと若干市町村の関係の方とか、業界の関係の方というのはいらっしゃったと思うんですが、正確に何人とはちょっと把握しておりません。

小越委員

それで、次の話題に行くんですけれども、そもそも山梨県でいろんな審議会とか、委員会とか、きょうの議会もそうですけれども、公開されていますよね。市民の皆さん、住民の皆さんに広く公開していくということでやっているんですけれども、きょう何が行われているのか、きょうどこでどんな審議会が行われて、公開されているのか、それはいつまでに行くのかというのを、知るすべがほとんどないと思うんです。この産業振興ビジョンもたしか9月22日にあるというのは、私もテレビの報道で知りました。ホームページの組織からというところをクリックしても、この産業振興ビジョンをどの課で所管しているかわからないため、普通の県民にはなかなかわかりにくいと思うんです。ホームページのところにどのくらいこの審議会や委員会や、傍聴できるものが今回こういうのがありますよということを、お知らせをどの程度やっているんでしょうか。

松谷政策参事

私もちょっと勉強して、知ったんですけれども、審議会、これは私どもが、今、所管している検討委員会、ビジョンの検討委員会、審議会、正確には附属機関ではないんですけれども、その機関に準ずる会議の公開には指針が出ておりまして、この中に会議の1週間前には開催日時とか、開催場所とか、議題とか、公開・非公開、傍聴の席というようなものを出しなさいよということになっておりまして、ホームページ等から見られるということになっているはずでございますが、委員のおっしゃるようにホームページがたどりにくいというのは、ちょっと私どもの範疇ではないかもしれませんが、ただ、

以前は私の記憶によると審議会一覧みたいなのがあって、そこから見れたような記憶もありますが、それはちょっと定かではございません。

(県ホームページの管理について)

小越委員

それでは、ホームページの管理のことを聞きたいんですけども、山梨県のホームページが3年くらい前に変わったんですが、ほかの県に比べまして、ほかの県庁のホームページのトップページを見ますといろんな情報がかなり載っております。山梨県の場合は「組織から探す」をクリックしないと、例えば生活保護のこととか、先ほどの産業振興ビジョンをいつやるのか、そういうのが一覧表で出てこないんですよ。暮らしについてというのをクリックするとか、一覧表にいろんな暮らしのお問い合わせが載っているのが、普通、ほかの県なんですけど、山梨県のホームページは非常に県民にとって使いづらいというか、富士山の写真は載っているんですが、県民にとって非常にわかりづらいと思います。ホームページの管理、トップページをだれが管理しているのか。その下の組織から入っていくいろんな部のあのホームページ、だれが管理しているんですか。

堀内知事政策局次長

ホームページの管理はどこでやられているのかという御質問でございますけれども、県のホームページというのは全ページとると2万5,000ページございます。トップページ以下、母屋というか、主要な骨組みみたいなところを私どもの広聴広報課、2,000ページになりますけれども、管理しております。そのほかの残りの二万数千ページについては、各所属で管理をしているという状況でございます。

小越委員

それで、非常にわかりにくくて、トップページの半分が富士山の写真が載っていて、あと下にトピックスとか、新着情報があるんですけど、私がこの情報を知りたいと思って検索しない限り出てこないんですよ。山梨県、今、こういうことをやっていますよとか、こういうことを審議会やるので傍聴に来てくださいということが伝わってこないんですよ。図書館に行って本を見て「あ、こういう情報があるんだな」というふうに見るのではなく、私はこの本を知りたいからくださいというふうにしないう限り出てこないんです、山梨県のホームページは。長野県も静岡県もほかの県のページも見ましたが、静岡県も神奈川県も富士山はありますが、あんなになくて、暮らしとか、教育とか、環境とかって中に細かく書いてあるんです、いろんなお問い合わせ先が。こういうことはどうしたらいいかと、そして、そこをクリックすると出てくるんです、いろんなものが。

山梨県の場合は、県民が、この産業振興ビジョンを知事政策局でやっているというのは、普通わかりません。広聴広報課がホームページを所管しているということもわかりませんよね。そうすると、もっと県民に使いやすくするためにトップページを充実させて、暮らしのことですとか、いろんなお問い合わせですとか、そういうのを少しつけたらどうかと思うんですがいかがですか。

堀内知事政策局次長

先ほどリニューアルをしたとおっしゃいましたけれども、21年2月にリニューアルをいたしました。そのとき大きく掲げたものが4つございますけれども、利用者の視点に立って使いやすいサイトにしよう。山梨らしさを表現できるようなサイトにしよう。ユニバーサルデザインの向上を目指そう。そのほかセキュリティも強化しようということで立ち上げたサイト

でございます。確かにいろんな使いようがありますので、県民全員の方にとって使い勝手がよいというのは、全員の評価というのはなかなか難しいかなと思いますけれども、そのときに階層をつくりまして、大きな窓口から順番に絞り込んでいくというシステムにいたしました。トップページの上には検索ができる窓がございまして、例えば産業振興ビジョンの検討会というワードを入れていただいて検索をしていただければ、それに関するサイト内の情報というのは一覧できるということでございますし、昨年、民間の日本ウェブ協会というのが主催した、こういったサイトのコンテストがございまして、本県のサイトはアクセシビリティの部門、使いやすいという部門で最高位をとりまして、総務大臣賞もいただいておりますので、使いにくいということは一般的にはないものと、外部からもそういう評価をいただいているという状況でございます。

小越委員 それでは、お聞きします。先ほどの山梨県で公開されている、委員会や審議会に何人の方が今まで傍聴されたんでしょうか。大体平均10人とか30人とかって傍聴の人数って決められていますけど、例えば10人傍聴席ありましたときに、どのくらい今参加されているんですか。平均何人とか、そういうのはわかりますか？

堀内知事政策局次長 こういった会に何人の方が傍聴で出席されていたかというところを、確認までは私どもの課ではしておりません。

小越委員 開かれた県政というのであれば、もっと皆さんにこういうことをやっているんだということを言わないと、さっき産業振興ビジョン検討委員会は傍聴席が50席もあるというけど、果たして何人いらっしやったのかなって思うんですよね。知らないでいるんです。それはホームページに載せましたというかもしれませんが、ホームページでそこにたどり着くまでには、何回もクリックしなければいけなくて、産業振興ビジョンという言葉がわかっている人は検索して入るかもしれませんが、産業振興ビジョンとは何で、今、こういうことをしていてということが、そのトップページから見ない限り行けないわけですよ。やっぱり開かれた県政となれば、それは観光的には非常にわかりやすく、ホームページにはいろいろ観光資源も入っています。だけど、県民にとってみて開かれた県政という立場であれば、もう少しそのところを、とりわけいろいろ皆さんの御意見を聞く場がありますよということは、こちらからやっぱり広く訴えてアクセスをしていかないと、ただやっていますから来なかったのは、知らなかったからだとは思いませんので、ぜひそこは審議会や委員会の傍聴のニーズも把握してもらいたいと思います。

(休 憩)

(リニア中央新幹線について)

小越委員 次にリニアの話です。先日もリニア中央新幹線に関するパブリックコメント結果報告をいただきました。それを見ますと、パブリックコメントで何と山梨県は、11件しかパブコメの意見を出した方がいないということで、山梨県全体とするとこれについては余り盛り上がってないのかなという気がしました。

質問させていただきます。リニアの問題ですけれども、今、南アルプスを

貫くルートということが出ておりますが、全体の距離の中で、貫通するとなりますとトンネル部分はかなりあると思うんですけども、トンネルは全体の中の何%ぐらいを占めることになるのでしょうか。

矢島企画県民部次長 南アルプスルートと言われております東京と名古屋を南アルプスを結ぶ直行ルートで計算いたしますと、全長が286キロメートル。そのうち、トンネル区間は232キロメートルくらいではないかと見ております。大体8割ぐらいと考えております。

小越委員 ということは、ほとんどがトンネルでリニアが抜けるということになると思うんですけど、そうしますとね、例えば山梨県内に駅を1つはというお話になりますと、駅は地上ではなく地下ということも考えられるのでしょうか。

矢島企画県民部次長 中間駅につきましては、地下駅と言われているところもありますけれども、本県の場合は地上駅とJR東海からは説明を受けております。

小越委員 それで、トンネルを掘っていくところで、南アルプスの方がいろんな国立公園ですとか、長野へ抜けるとしても自然環境の問題があると思うんですが、とりわけ、私、よくわかりませんが、糸魚川静岡構造線が入ったり、断層地帯も通っていく中では、トンネルを抜けていく中ではかなり技術的に困難ではないのでしょうか。

矢島企画県民部次長 現在、交通政策審議会でその技術的な問題、それから、今、委員のお話しありました南アルプスルートのトンネルの問題、こういったことについては、専門家の間でしっかり議論がされておりまして、その上で結論が出されるものと考えております。

小越委員 トンネルになりますと、その断層地帯を通ったり、構造線のところを通ったりしていきますと、かなり技術的にも単なる掘り進むだけではなく、地盤の問題ですとか、地震があったときとか、あと水の問題ですよね。土壌汚染ですとか、水が枯渇したらどうかということを含めると、かなり大変な工事になると思います。そうすると、大体事業費が5兆円とか言われていますけど、もっとかかるんじゃないのでしょうか。1キロメートルあたりお幾らぐらいと思っているのでしょうか。

矢島企画県民部次長 JR東海の試算ですけれども、南アルプスルート286キロメートルの総事業費、これは5兆1,000億円と言われております。今の委員のお話にありましたトンネルのことも、あるいは地下駅のことも含めての積算でございますけれども、その金額自体についても交通政策審議会の中で、その実現性等が議論されておりまして、妥当な数字ではないと言われております。

私、思いますのに山梨のリニア実験線、これが約42.8キロメートル、この南アルプスルートと比較すると約7分の1の長さのわけですけども、この42.8キロメートルの建設工事の実際の金額が約3,000億円です。したがって、単純に7倍すると2兆1,000億円ということなんですけれども、そういったことから推測しても、5兆1,000億円というものがそんなに外れた数字ではないと考えております。

小越委員

42.8キロメートルで3,000億円ということで、その7倍の2兆円ですけど、こっちは5兆円ということで倍以上かかっているわけですよ。そうすると、そんなに5兆円が妥当か、もっとかかるような気がするんですけど、それが都市部に行きますともっといろんな地下鉄もあったり、地下鉄のところではそこは地表へ出できたりするようになりますと、このトンネルを抜けるのも大変なので、山梨のときの単価とはまた違い、都市部のところはもっと単価がかかってきて、5兆円では済まなくなってくるんじゃないでしょうか。

矢島企画県民部次長

この5兆1,000億円については、交通政策審議会の中でもJR東海の計画について審議がされております。ということで、その数字について審議会として、実現可能性のある妥当な数字だということを議論されているわけでありますので、私がそれに対しておかしいとか、そういうことを言う立場ではありませんので、そういうことでお考えいただければと思っております。

小越委員

それはJR東海が負担するといえそうですけれども、JR東海がうまくいかなかったときどうなるのか心配です。

その前にもう一つ、山梨の場合は地上駅ということですが、地下の駅にしますと多分もっとかかると思うんですよ。地下の駅というのがいっぱいありますと、この5兆円がもっとのしてくると思うんですけど、山梨の場合は地上駅とすると、300億円とか200億円とか出ているんですが、その駅の前後、それから、取り付け道路というか、アクセス道路、それを含めるとどのくらいのことをお考えなんですか。

矢島企画県民部次長

先ほど5兆1,000億円の内訳なんですけれども、JR東海の説明では、いわゆるターミナル駅、東京とか、名古屋とか、そういったところの地下駅、こういった費用も全部入っております。ただ、抜いたのは、JR東海の主張として地元が負担すべきだという中間駅、この部分の費用だけが抜いてあるけれども、そのほかはすべて入っているというのが5兆1,000億円の内訳となります。それにつながる関連公共等の事業費については、これは今の時点では何とも申し上げられません。

小越委員

例えば、今、地上駅をつくるのに大体300億円とか200億円かかると言われており、それは該当する県なり市町村の負担というお話なんですけれども、それは例えば甲府市になった場合は、甲府市と県が負担するというのでしょうか。

矢島企画県民部次長

中間駅の費用負担については、6月4日の交通政策審議会で知事が本県の考え方を主張いたしました。それはJR東海は中間駅については線路部分だけは自分でつくるけれども、それ以外のものは全部地元負担だということなんです。それはおかしいよということを言っているわけです。といいますのが、線路以外にもホームですとか、駅長事務室、それから、改札、まさに駅施設と言われているものがいっぱい含まれているわけですよ。その部分を地元が負担しろというのはおかしいじゃないですかと、まさに駅の施設なんだから、その部分はJR東海が持つべきだといった主張をしております。他の県もJR東海の地元負担ということについては異論がたくさんございます。したがって、山梨県はみずからの主張、それから、ほかの県とも協働しながら、JR東海はその負担についての考え方については今後

も協議をして、なるべく県民負担を少なくするという方向で対応していくつもりであります。

小越委員 もう一つ、地上駅ということになりますと、駅をつくるに当たってその用地買収ですか、例えばそこに住宅があった場合とか、畑があった場合はどうしてもらんですけど、その移転補償はどなたが見るんですか。

矢島企画県民部次長 地上駅は恐らく線路上に乗っかるものですから、線路上の用地につきましては、これは事業主体であるJR東海ということになるかと思いません。

小越委員 やっぱりそれはこちら側から駅の負担は山梨ではなく、JR側が作るものですからJRが負担してもらうのが筋だと私は思います。そうでなかったら、何のためのリニアなのかなという気がするのが1つあります。
それと、リニアが来るとバラ色の話がいっぱい出ていて、そこが本当にそうなのちょっと疑問もあったり、心配している方もたくさんいらっしゃるんです。先日もたしかリニアが来て大丈夫かという市民団体の皆さんが、集会を開かれたりもしていたんですけども、その中でもおっしゃっていますが、例えば、今、山梨県から品川まで15分、20分で行けるようになると、向こうから来れるけれども、こちらからも行けるとなりますと、ストロー効果でここにある各甲府支店、それから、関東の支店というのが全部東京に行ってしまうのではないかということで、逆に産業・経済が衰退してしまうのではないかという意見もそれなりにあるんですが、その意見はいかがでしょうか。

矢島企画県民部次長 確かにストロー効果ということを懸念する意見もございます。ただ、私はリニア中央新幹線が山梨県を通るということになれば、大変大きなプラスの効果というものが絶対にあると考えております。これは、歴史が証明していると思うんです。といいますのが、山梨県というのは山に囲まれた県でありまして、この山梨県がこれまで発展してきたタイミングはどういうときかと見てみますと、やはり外と交通機関が結ばれたときなんです。第1の山は明治38年の中央本線の開通、第2の山は昭和57年の中央道の開通ということだと思います。いずれもそれを契機に山梨県が大きく発展したという歴史がございます。まさにリニア中央新幹線もこの第3の山になると考えております。

ただ、通れば何もしなくてもバラ色の未来が待っているというような幻想は私は持っておりません。やはりその圧倒的な時間短縮効果という、ほかの県にない山梨県のアドバンテージというものを、いかに地域の活性化につなげていくかという、その仕掛けは当然必要なわけでありましてけれども、そのことをうまくすれば、このリニア中央新幹線というものは、山梨県民にとって大変大きなプラスをもたらすものと確信をしております。

小越委員 中央道や鉄道の開通によって、貨物というか、トラック、物が来るわけですよ。それに伴って工場の立地もあるんですけど、リニアは人だけですよ。今のところ運べるのは。人が来たときに、このアンケート影響調査のところでもあるんですけども、取引先・顧客が近いことというのが、山梨県に立地するための重要な施策、ポイントが一番高いんですよ。そうすると、顧客が多いのは東京ですから、東京にやっぱり行くということになると、山

梨県内から逆に出ていってしまうのではないかなという心配は、やっぱりいつもつきまってくると思うんです。それで、このアンケート調査もこの前もありましたけれども、企業、それから、産業についてこのリニアによる影響というのは、どのくらいの効果を見込んでいるのでしょうか。

矢島企画県民部次長 昨年のリニア影響基礎調査の中で、経済効果としては生産額を年額で146億円引き上げるのではないかという数字が出ているわけでありまして、これは1つの仮定をした上での数字でありまして、実際はもっと大きなものがあると私は思っておりますが、そこは調査の仕方ですと出てまいります。来年はさらに整備計画が決定になりますと、具体的なルート、駅の位置もかなり明らかになってまいりますので、その新しい情報をもとに再度影響調査をしながら、実際にどのような効果があるのか、またそれをさらに生かすにはどうしたらいいのか、そういった検討を進めていきたいと考えております。

小越委員 このアンケート調査は、例えば県外企業のアンケートは回収率が10%ですよ。首都圏に至っては1,000出したうち回収が106で10.6、中京圏は1,000出して186で18.6ということで、回収率14.6の中で県外企業のアンケートをいただいているわけで、母数が余りに少ないと思うんですよ。中京圏に至っては関心がある企業の山梨県の位置づけって70.6%ありますけど、母数は17件なんですよ。17件でこの山梨県の立地志向とか、経済、企業が出てくると見ていいのかなと疑問に思います。余りに分母がというか、母数が少な過ぎて、これで県外から山梨県に立地をしたりとか、リニアで県外企業が使うと見ていいのでしょうか。

矢島企画県民部次長 アンケート対象の企業が多かったということもあるんですが、実際、答えた企業は292社実数ではありますので、その中でかなりの割合で、リニアができれば山梨県に進出することを検討するという割合があるわけでありまして、その数字は本当にある程度信頼できるような数字に近いものではないかなとは考えております。ただ、来年、もうちょっと具体的な条件のもとに、再度影響調査はしてみたいと考えております。

小越委員 例えばもうすぐ中間駅の発表があるというんですけれども、中間駅が発表されて、それに伴ってこの場所だったらどのような効果があるのか、また県民の皆さんがどう思うのか、そういう調査はされるのでしょうか。

矢島企画県民部次長 まだ来年のことでまだ予算も決まったわけではございませんが、私の今の考えとしましては、より詳細な調査をした上で、そのリニアを活用した山梨県の今後の戦略ですね、こういったものをつくっていくとすることをしなければならぬと考えております。

小越委員 もしそのときに、交渉していただくんですけれども、あくまでそれは地元負担で、駅の負担が300億円かかると。そうなったときには、それは交渉で今後もやっていくんですけど、そうなったときには、例えば300億円というのは県と例えば甲府だったら甲府市が負担するという枠組みになるのでしょうか。

矢島企画県民部次長 これまでの整備新幹線の場合は、全国新幹線鉄道整備法という法律

があって、国・県あるいは市町村、こういったところの費用負担の一応ルールがあるんですけども、今回はそもそもＪＲ東海が自費で全部つくりますと、こういうことからスタートした事業でありまして、この費用をどのよう負担していくのかというのは、制度上は全く初めての経験ということでありまして、交通政策審議会でも費用負担のあり方について議論がされております。したがって、今後、だれがどう負担していくのかというのは、今ここで私が説明はすることはできません。

小越委員

ＪＲ東海が自分でもうけのためにやるということですけども、そうはいってももう線路をつくってしまった限りは、それを売るわけにもいかないし、でも、今の新幹線と飛行機もあります。人口も減っていきますよね。その中でこのリニアが５兆円、あるいはもっとかかるかも、７兆円、８兆円かかるかもしれないのを、ＪＲ東海がペイできるのか。できなくなったときに、だれがそれを負担するようになるんですか。

矢島企画県民部次長

ＪＲ東海の計画については、先ほど来申し上げております交通政策審議会の中で、本当に専門家の皆さんがこの資金計画、あるいは今後の需要見込み、設備投資の計画、そういったものが本当に妥当なのか、実現可能性があるのかということで、本当に慎重な審議がされておりましたので、その中で、妥当な計画だろうと結論づけられておりますので、これはやはりそれを実現できるものだと私は受けとめております。

小越委員

それがちょっと心配で、自分でもうけるためにやるんだったら、別に国のお墨つきをもらわなくてもやればいかなど。国のお墨つきをもらうという場合は、もし何かあったときに今の日航のように、国が支援することになったときに、この金をだれが負担するのか非常に心配です。山梨県にとってみればメリットがあるものもありますけど、日本全体で見るとどうかというのと、それが例えば山梨県で３００億円負担しなさいといったときに、私はやっぱり県民にとって本当にそれでいいかどうかというのを、やっぱり聞いてみないといけないと思うんです。いや、「３００億円だけど、つくりますから山梨県お願いしますね」となった場合はどうするかを含めて、やっぱりそのお金は県の税金で、皆さんから集めた税金でやるわけですから、だれが乗れるかというのと、幾らかかるのかと、それで産業効果がどのくらいあるかも含めて、もしそうなった場合には県民に広く住民投票なりも含めて、検討すべきだと思うんですがいかがですか。

矢島企画県民部次長

リニアを活用した県の戦略、こういったものをつくっていきたくないと考えておりますけれども、その中には、当然、リニアを活用した基盤整備だとか、あるいはアクセスの内容、そういったこともありますので、当然、費用負担ということも出てまいりますので、そういったことも含めて、これをつくるに当たっては広くまた県民に説明し、その意見もいただくという中でつくっていくべきものだと思っておりますので、そういった機会には県民の意見を聞くということがあると考えております。

(富士山の世界遺産登録について)

堀内委員

私の方から１点だけちょっとお聞きしたいんですけど、富士山の世界遺産登録についてなんですが、今回、冒頭で説明があったわけなんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、なぜその登録申請がなさ

れなかったのですか。

高木世界遺産推進課長 本会議で知事答弁をさせていただきましたけれども、推薦書原案は、国へ申請するものでありまして、それが7月末ということでありました。それには必要なものがありまして、その中の大きなものが文化財の指定というものが1点、それから、包括的保存管理計画という計画の策定であります。それらの作業を進めるのにもう少し時間がかかるということで、1年延期したということでありまして。

堀内委員 今、時間的なものがなかったということなんですけれども、その辺は最初からわからなかったわけなんですかね。

高木世界遺産推進課長 これにつきましては、昨年9月に国際専門家会議を開催いたしました。その中で幾つか大きな課題をいただきました。その課題の解決に向けて全力で作業を進めましたけれども、半年ほど時間がかかったということでもあります。この3月ないし4月ころでありますけれども、その当時、スケジュールについて延伸をすべきではないかという議論がありましたが、やはり県・市町村、また静岡県も一緒になってやっている作業でありまして、その時点で延伸するという事は、かなり作業の遅滞を招くのではないかということでありました。ついては文化庁、静岡県と一緒に協業しまして、ぎりぎりまで全力で頑張ろうということで進んでまいったわけでありまして。

堀内委員 今回は静岡県と一緒にやっていくわけなんですけれども、静岡の方では別に、何というんですか、問題というものはないわけですか。

高木世界遺産推進課長 先ほど2点問題があったというお話をしました。その2点目の包括的保存管理計画の策定ということにつきましては、山梨だけではなくて静岡と一緒にやっていく作業でありまして、その点につきましては静岡にもおくれる原因があったということでもあります。

堀内委員 今回、世界遺産の登録なんですけれども、もちろん山梨県が先頭に立ってやる面があると思うんですが、やはり地元の市町村がやるということが結構あるわけですか。

高木世界遺産推進課長 この作業でありますけれども、県と関係市町村が一体となって作業を進めていくものであり、この作業をするに当たりましては役割分担をしております。複数の市町村にまたがるものについては県が、単独市町村のもの、これは構成資産の問題で文化財指定等でありまして、そういうことについては市町村が行っていくものとして、すみ分けをしております。

堀内委員 ちょっと聞くところによりますと、今までは富士五湖の水の範囲だけのものがちょっと広がってきたと。そこに例えば遊覧船なんかで使う棧橋というものが関連しているという話もお聞きしたんですけれども、その辺はどうなんですか。

高木世界遺産推進課長 委員がおっしゃったのは、湖の文化財指定の関係のことだと思えますけれども、国の文化財指定につきましては、河川占用等の権利者の同意が必要であります。富士五湖につきましては355件ほど権利者の方々がお

ます。その方々のうちの多く、320件ぐらいが要するに河川占用の許可を得たいいわゆるボート関係の業者とかでありますけれども、その方々の中に今回の世界遺産につきまして、御自分たちの営業が引き続きできるかどうかということについて、不安を持っている方々がおいでになるということであり

堀内委員

来年の7月に向けて御苦勞してもらいますけれども、可能性とすればどうなんですかね。申請に間に合う、そして、また登録ができるかできないか。

高木世界遺産推進課長

これも先日の知事の答弁でも申し上げましたけれども、年内には文化財指定に必要な権利者の同意をいただく。その上で作業を着実に進めて、来年の7月には静岡と1つになって提出していくという方針で、全力で取り組んでいくということであり

主な質疑等

総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※ 第72号 山梨県県税条例中改正の件

質疑

なし

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第75号

平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

小越委員

退職手当債について20億円発行を予定していたのを、地方交付税が当初見込みよりたくさん来るということで、それをなしにして、相殺して、地方交付税でその退職手当の分を賄うというか、それで充てるという理解でいいですか。

山下総務部次長

本年度の普通交付税の決定が7月にございました。交付税総額が予想を上回ったというよりは、私ども当初予算を検討する際に、当然ながら普通交付税の額については予測をいたしまして、その範囲ではございましたが、当初予算段階では今後の補正用財源及び交付税算定等、私どもの予測が万が一狂った場合の安全を見越しまして、当初予算計上しておりますが、想定どおりに来たということでございまして、また、先ほど申し上げましたとおり、人事院の勧告が出たということもございまして、ここの給与費等の途中の補正

財源、それほど持っている必要がないという判断になりましたので、財源手当的に発行予定しておりました退職手当債の発行を、今回とりやめるものでございます。

小越委員 20億円がなしになったと思ったら、退職手当とは別枠で県債を新たに7億8,000万円発行するということですか。

山下総務部次長 退職手当債の発行をとりやめたのが20億円でございます。そのほかに今議会をお願いしております公共事業の補正、59億円余の公共事業費がございますが、その執行に要する財源といたしまして、県債27億8,300万円の発行を予定しております。結果的に27億8,300万円と退職手当債をとりやめた20億円の差額が7億8,300万円ということでございます。

小越委員 ということは、済みません、今段階で山梨県の一般会計の県債は幾らになるんですか。

山下総務部次長 課別説明書の総2ページの一番下の欄に計というところがございまして、このたびの補正をお願いしているものを含めて、911億2,000万円の予定でございます。

小越委員 6月補正のところの補正予算概要を見ますと、6月補正では県債のプラスはなく、9月のところで7億8,000万円プラスになるんですね。借金を減らすという方向であるにもかかわらず、ここでまた新たに7億円の借金をふやすということはいかがなものかと思っています。とりわけそれが公共事業で道路橋梁費のところ非常に伸びています。市町村合併促進もふえていますけれども、やはり今の段階では借金は減らすという方向に踏み出すべきであって、20億円、退職手当債を発行しなくてよくなったというのであれば、新たに7億8,000万発行するのは私はいかがなものかと思ひまして、これについては反対いたします。

渡辺委員 済みません、起債をする場合に利率が9.0%以内とありますけど、現実にはどのくらいの利率なんですか。その点ちょっとお聞かせください。

山下総務部次長 課別説明書総2ページには、9%以内というような表記をさせておりますが、現実的には発行時期にもよりますが、今で言いますと、10年物等で1.3とか2とかいったような利率でございます。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第84号 特定事業に係る契約締結の件

質疑

- 小越委員 何点かお伺いします。まず一般競争入札で129億円で落札したとのことですが、予定価格がもう少し高かったと思うんですが、その予定価格に対して何%だったということでしょうか。
- 佐藤管財課長 今回、防災新館整備につきましては、昨年の9月議会で平成40年までの債務負担行為、事業総額200億円の予定価格及び債務負担行為の設定というのを御議決いただいております。金額比較しますと約40%の減ということでもよろしいかと思えます。
- 小越委員 ということは、普通の一般競争入札でいくと、落札率が約60%ということかと思うんですが、非常に安いのではないかと思うんですが、何でこんなに安いのでしょうか。
- 佐藤管財課長 PFI事業、現在、21年末までで全国で360件を超えるPFI事業というのが実施をされております。国、都道府県、市町村、それぞれの事業主体が行っているところでありますが、一般的にPFI事業、今回の場合もそうなんですが、設計、それから、建設及び今回の場合ですと、15年以上にまたがります維持管理というトータルの事業として事業構築をしております。一般的にこういう一括した設計から維持管理までの検討の過程において、事業者というのは例えば建設の方法ですとか、それから、設備にどのようなものをそろえるかということ、トータルで検討する中でさまざまな組み合わせ、逆に言いますと、安い経費でどれだけ事業効果を上げるかということ、まさしくPFI事業者のノウハウというものがここに発揮されるかと思うんですが、そういうPFI事業者のノウハウ及びそういう発注形態というのが、これだけ価格を引き下げということでしょうか、事業費の減というのに結びついたものと考えております。また、大規模な事業ですので、資材の一括調達といったことも、経費の削減ということに結びついていると考えております。
- 小越委員 普通の低入札価格であれば、調査をするわけですよ、普通のところだと。この場合はそのようにはならなかったということですか。
- 佐藤管財課長 はい。
- 小越委員 済みません、応募されているのが2つの事業体しかなかったと思っております。1つは落札した清水建設さんのグループと、もう一つは大成建設、大成建設さんの方は構成員として早野さんや、内藤ハウスさんみたいに県内の事業者もかなり入っているんですが、2つしか応募がなかったというのは、少ないように感じるんですがいかがでしょうか。
- 佐藤管財課長 応募した企業グループが2グループということで、少ないのではないかといいお尋ねであります。昨年10月に事業募集をスタートさせました。3月30日に募集を締め切りまして、2つのグループから提案がございました。それぞれこれまでPFI事業として全国的に実績のある企業でありますし、今回の提案というのもそれぞれのノウハウを活かした提案の内容であったと思っております。PFIの募集につきましては、検討期間が長期間にわたりますとか、あるいは、多額の経費を要するということもありまして、PFI

I事業者は非常に慎重にそのところの検討をされるということになります。ちなみに最近の国あるいは都道府県の事例を見ますと、2社～3社というのが応募のあった企業数で、21年度の国の内閣府が発表しております資料を見ますと、21年度実績では応募者数の平均というのが全国で2.0、前年度は2.2社のようなんですが、2.0社という結果も出ております。これらのことを勘案しますと、今回の募集というのが必ずしも少なかつたものとは考えておりません。

小越委員

そもそもPFIというやり方そのものが、特に競争性の問題で2社とか1社とか、多くて三、四社ぐらいしか入ってこないとなりますと、競争性の問題でどうなのかなということが1つあります。それから、今回の場合は2つのグループのうち地域貢献、県内企業からの参加、地元経済への活性化というところに行きますと、加点の方式ですけど、ここの項目でいきますと、清水建設さんよりももう一つのグループの方が高かったことになっております。県内企業からの調達4.50に対してもう一つは6.0と。全体が28.50と29.25なので、地元の企業からのこの下請、それから、資材の調達、そういうものについて清水建設は大手ですから、山梨県内の建設業のところ仕事はどのくらい行くということを確認されているんでしょうか。

佐藤管財課長

何点か御質問をいただいております。済みません、先ほど最低価格というんでしょうか、低入札ということをおっしゃられました。まずちょっとそのことからお答えをしたいと思います。今回のPFI事業、建設費が23億円を超えるということでWTO案件に該当いたします。WTO案件の場合については、御案内のように、事業者、地域を特定をしない、なおかつ最低価格等々の制限を設けないという中での競争というのが前提で、全国あるいは世界から企業を募集するというものでございますので、そういう意味で低価格ということに対しての一定の制限というんでしょうか、というものはないと考えておりますが、事業の実施を当然確保していかなければならないので、今回、確かに予定価格に対して129億円、これはもう一つのグループの提案もほぼ同額ではあるんですけども、毎年、事業の実施あるいは施設の維持管理等々につきまして、モニタリング調査を行う等々で事業の実施状況というのを確認し、必要があればその見直しというのを勧告・指示するという仕組みになっておりますので、私たちからすれば今後の事業実施というのを確実なものにする、なおかつ運営というのを確実なものにしていくということ、しっかり注視していかなければならない、主としていかなければならないと考えております。

それから、地域貢献のお話があったかと思っております。今回、PFI事業を実施するに際しまして、地元経済への配慮ということにつきまして、私どもも重要な問題であるという認識を持ち、今回の審査に当たりましては、審査項目の中に「地域経済への配慮」という項目を新たに追加いたしました。そこで県内企業からの参画ですとか、あるいは資材の調達、どういうものをどのようにされますかということ、審査項目とさせていただき、60点の配点をさせてもらっております。委員がおっしゃいましたように、今回、決定した事業者が約28ポイント、それから、もう一方の企業グループさんが29ポイントという結果でありましたが、いずれの企業も地元からの資材の調達及び地元の雇用ということに関しましては、具体的な提案というのが内容として入っております。私どもとすればそれらを確実に実施していただく中で、地域経済の活性化というのに一定の効果があると考えております。

具体的な数字ということではありますが、今回、事業者決定をしたグループの場合、例えば建設費の7割程度を地元企業に発注をする。それから、維持管理部分についても3割～4割程度とか、あるいは運営に関しての駐車場業務は地元企業に発注をするとかという、個々の項目ごとに具体的な提案がされております。

小越委員

それから、オープンカフェですとか、幾つか独立採算で経営するところがありますけれども、それについてはその収入ですとか、収益の場合が見込めなかった場合ですとか、そういうのはどうなるんですか。

佐藤管財課長

今回の計画におきましては、中心市街地の活性化等への配慮も考え合わせまして、1階の部分に県民利用施設、商業施設の配置を計画しております。委員からお話のあった独立採算部門というのは、私どもが呼んでいる名前ですが「まるごとやまなし館」、それから「オープンカフェ」という、この2つのいわゆる商業施設につきましては、独立採算を採用することとしております。これはできる限り県内の物産品を販売する、あるいは県内の物産品を資材として食品を提供するという一定の条件をつける中で、事業者のまさしくノウハウの中でよりよく県産品の販売、あるいは情報発信等をしてきたということで、独立採算という組み立てを考えました。

これは全体を通じて言えることなんですが、例えば食品の安全性だとか、いろんなことについて事業者と、それから、事業主体である県の役割分担というのが、さまざまなもので出てくるかと思いますが、1つ1つの項目につきまして、これは事業者の負担として責任持ってやっていただきます、この部分はそういう場合については県が負担をしますという、リスク分担表というのを作成する中で、両者協議をしながら事業を進めていくということになるかと思っております。

小越委員

例えば駅前にはお土産を売ってらっしゃるお店もあります。喫茶店もあります。そこの競合というんですか、どっちかが安いというか、入りやすいとかなりますと、この近辺のお店と競合したり、そういう問題は出てこないでしょうか。

佐藤管財課長

今回、募集提案に当たりまして、先ほど御説明した商業施設につきまして、独立採算事業としてまさしくPFI事業者のノウハウを活用することを前提しております。私どもが要求水準という形でPFI事業者に求めているのは、本県のすぐれている物産品、これを幅広く取り扱っていただくと同時に、魅力あるいろんな資源というものを情報発信していただきます。具体的にこういう商品を扱ってくださいとか、こういう商品は困りますといったことを、その要求水準の段階で個々具体的に決めていくものではありません。これはまさしくPFI事業者のいわゆる事業の中で、事業者の点で考えながらやっていく事柄かと思っておりますが、基本的にはPFI事業の趣旨であります事業者の自主性ということを、尊重することが基本かとは思っております。

ただ、委員御指摘のように、例えば競合するような品物が出るとかいう場合について、どこまで私どもが事業者と協議して、その部分についての、改善といったらいいんでしょうか、取り扱いを決めていくかというのは、ちょっと今後の課題だとは思っております。ただ、少なくともこれから新設されます甲府市の新庁舎においても物販という部分が、ちょっと面積的には県の

施設よりも小さいという計画を聞いておりますが、そういうところとの協調ですとか、あるいは、いずれにしても地元を含めて、みんなでこの山梨の魅力というのを発信していくために、どういう方法があるかということ、さまざまな角度から検討していかなければならない課題だと認識しております。

小越委員　　そうすると、例えば3年間、そういう縛りがあると書いてありましたけれども、収益が上がらなくなると、やめた。PFIの独立採算の部分でやっても収益が上がらなくなると、それは例えば「まるごとやまなし」や、「オープンカフェ」ですか、それをちょっとリニューアルするとか、やめるとか、違うのに変えるということもできるんですか。

佐藤管財課長　　今回の契約というのは、県と、それから、清水グループを中心といたしまして、今回の事業のために特設をいたします防災新館PFI株式会社との間で契約を結びます。恐らく事業の実施というのは、それぞれノウハウの持つ会社さんに、一部委託をするとかいう方法が考えられるかと思うんですが、委員御指摘のように、例えば採算性とかで行き詰るといったことがあった場合、これはあくまでもPFI事業者の責任において、私どもが求める物販ですとか、情報発信というのを、平成40年3月まで確実行っていただけるように、それはPFI事業者の方で責任ある対応を求めるということは、当然県としては出てくると思います。

小越委員　　129億円のうち完成時に50%を支払い、残りは分割で毎年払っていくとお聞きしたんですけれども、済みません、129億円のうち交付金で来るのは幾らで、完成時に幾ら払って、毎年、毎年、幾らずつ業者に払っていくのか。資金繰り計画ですか、それをちょっと明らかにしてください。

佐藤管財課長　　今回の契約の129億円、中身を少し分解させていただきますと、設計費が約4億円、それから、建設費が76億円、それから、維持管理業務が約26億円、運営費が10億円、その他運営経営経費が13億円、これが内訳になります。委員の今の御質問なんですけど、先ほど御説明しましたように、施設の完成時に建設費の約半分程度、50%部分を一括分として払います。今の予定額ですと約40億円を超える金額になりますが、その残余の40億円と、それから、維持管理とか運営経費の割賦分相当額、これを完成時の25年以降、約14.5年の間で支払うこととなりますが、単純計算をいたしますと年額で約5億8,000万円の金額を、割賦分として事業者の方に支払うという計画になります。ちなみにこれは当初に予定しておりました予定価格200億円ですと、9億円近い数字になっておったんですが、単年度の財政負担という面においても、かなり縮小されたものになっていると考えております。

小越委員　　建設費以外のところ、維持管理・運営のところ、年間5億8000万円という金額は安いなという気がします。安くて大丈夫かなという気も逆にします。

それで、もう一つ聞きたいんですけれども、先ほど独立採算のところでは、それはあくまでPFI事業者の責任だということになりますので、このリスク分担保でいきますと、資金調達負担のところ、資金調達、事業に必要な資金の確保にかかる費用の責任は事業者ということになっていきますよね。こ

の事業者が破綻した場合はどうなるんですか。

佐藤管財課長

済みません、先ほどからちょっと答弁を幾つか漏らしておったんで申しわけございません。財源の話をまずさせてください。129億円、施設の建設費に施設整備の約80億円の半分程度、50%相当額をお支払いするんですが、国庫補助金、それから、県債をそれぞれ見込んでおります。国補につきまして、これは施設完成をしてないと実施単価、実施面積等が確定しないので、あくまでも現段階の見込みなんですけど、17億円程度の国補というのを見込んでおります。これは警察施設の施設整備、あるいは防災・耐震化にかかわります国土交通省の補助金などでございます。それから、県債といたしまして、20億円程度を現段階では見込んでおりますが、これらを財源として一括して50%相当額をお支払いするものであります。

それから、独立採算事業が破綻した場合ということで、委員の御懸念が先ほど来からございます。私どもは繰り返しになりますけれども、事業が完成して引き渡しを受けて、それ以降は県の施設となります。毎年、維持管理というのはPFI事業者が契約の中で行っていくこととなりますが、毎年、毎年、モニタリングというのを行い、欠けている部分、あるいは、要求水準で不備な点があれば、それについての指摘あるいは改善ということを求め、あくまでも私どもがPFI事業者に求めた事業内容というのを、確保することにさせてもらっております。

事業者が破産した場合ということですが、PFI事業者が出資に基づきまして新しく会社をつくりまして事業を展開いたします。当然のことながら、割賦分に相当するような資金というのは、民間事業者が金融機関から借り入れて、それには恐らく事業者グループの信用ですとか、あるいは、取引先との契約ということが出てくるんですが、現段階におきましてその資金の調達につきまして、会社の方からは市中銀行から適正な金利で適正な額を借り受けるということで、契約を予定していますということを伺っておりますし、私どもはさまざまな契約をPFI事業者が行う際には、すべてその書類を提出していただきまして、チェックさせてもらっておりますので、事業実施の確実性というのは、現段階においては十分にあると考えております。

小越委員

もう一つ聞きたいんですけれども、これとほぼ同じ時期に入札が行われた図書館がありますね。図書館も清水建設が落札して予定価格59.6%と、これと同じぐらいの低入札というか、低かったんですけど、横内県政の一番の大きい金をかける防災新館と図書館が、同じ清水建設というのはどうしてかなと思います。偶然かもしれませんけれども、すぐ近所であり、同じ時期になりますので、資材の購入ですとか、清水建設にすると資材の調達が安くできたり、交通費とか安くなるのではないかと思うんですが、そういうことは図書館の落札に当たって、事後ですけれども、話があったりしたんでしょうか。

佐藤管財課長

申しわけございません、図書館建設についての詳細を承知をしております。防災新館の整備に関しましては、先ほど来から御説明いたしておりますように、2つの企業グループからの応募があり、審査基準を定めまして、例えば建設の確実性、にぎわいの創出、地元経済への配慮という審査項目に沿いまして、有識者によります審査委員会によりまして審査をし、先の7月に事業者を決定したところであります。

PFI事業のメリットということにおいて、資材の一括調達ということも

ございましょうし、先ほど御説明したように、トータルの事業計画の中でさまざまなコスト削減というのが行われるということがあろうかと思えます。あわせて、防災新館に関しますといわゆる公共セクターが行いますPFI事業として、100億円を超える金額の大規模な事業ということで、いわゆる企業の注目、あるいは企業の競争性というのは十分働いたのではないかとは思っておりますが、そのことと図書館の落札業者との関係につきまして、申しわけございませんが、私の方ではお答えをしかねるということでもあります。

小越委員

やはり、この庁舎をPFIでやるということに非常に心配があります。もし事故があったとき、破綻した場合、だれが責任を負うのか。独立採算部門はそれは事業体の責任だというんですが、まるごとカフェ、オープンカフェをやるといっているけど、これはもうからないとなればそこはやめるかもしれません。それから、WTO案件に該当するというんですけれども、この大きい清水建設さんが図書館も含めてとったということで、地元の建設業者からは仕事が本当に来るのかと、非常に心配する声が上がっています。大きな公共事業で山梨県の建設業にとってみれば、仕事が来るんじゃないかと大きな期待を持っていた中で、このやり方でいいのかなと思います。地元への貢献度のところは60点の配点ですけれども、もっと配点を大きくすることもできたと思います。配点は大きかったかもしれませんが、60点はほかの項目とほぼ同じですよ。地元経済への貢献ですとか、それから、例えば木材使用の率を高めるとか、県産品を使うとか等も含めて、やはり地元の建設業者へどのくらい仕事が行くのかって、やっぱり縛りをつけるくらいのものでないと、山梨県全体の建設業のところへ仕事が回らないのか非常に心配です。

PFI、民間の資金活用ということですが、事故があった場合、庁舎の管理費は年間5億8,000万円ということですが、例えば維持管理のお金がこの金額よりも高くなった場合、もっとかかる場合もあります。変動制かもしれませんが、やっぱりこれしか抑えられないというときに、今、県であれば臨機応変にできますが、民間の場合だとそこに縛られて、資金のものがとれない、もうからなければここをやめるということにもなりかねません。それがこの庁舎管理、県民の財産で果たしていいのかというときに私は疑問が起きますので、これについては反対いたします。

討論 なし

採決 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 第72号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-5号 司法修習生の給費制の存続を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第19-10号 保険業法の制度と運用を見直し、自主的な共済の保険業法の適用除外を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

小越委員 採択すべきだと思います。

平成19年に受けた請願であります。何度も申し上げますが、自主共済やマルチ共済とは全く違うものです。もうけを追求する保険会社と同じ扱いにすれば、仲間同士の互助組織が存続できなくなってしまいます。本請願は採択すべきだと思います。平成19年からでも4年間このままというのはいかなものかと思ひ、ぜひ採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山梨県地方税滞納整理推進機構について)

小越委員 では、3点、端的にお話しします。

まず1つ、滞納整理推進機構についてです。滞納整理推進機構は今年度までということで、来年度どうなるのか、方針をまずお聞かせいただきたいと思っております。来年度以降、滞納整理推進機構をどのようにされていくおつもりなのかお伺いします。

深澤税務課長

滞納整理推進機構のあり方につきましては、現在、市町村の担当課長の代表等で構成します検討会において、検討しているところでございまして、10月中にも報告をまとめることとしております。この報告を踏まえまして、県として方向性を出していきたいと考えております。この検討会の中で、機構が設置以降、県と市町村の職員が共通の場で研究しながら、頑張ってきたところでございます。その結果、滞納整理額を見ましても、2年間22億円の目標に対しまして、26億円の実績を上げているという状況でございます。そうはいいまして、依然として全国で最下位という状況でございます。当初の目標は達成してもまだ道半ばという状況でございます。また、全市町村一致して、機構の継続を強く要望する声が寄せられているところでございます。県としましては今後とも市町村と連携した取り組みの必要性があるもの

と認識をしております。

小越委員 他県では、一部事務組合ですか、こうした事務組合にするような方向があるんですが、そのようなことは考えていないということでしょうか。

深澤税務課長 現在のところこの検討会の中では、一部事務組合等の法定組織を新たに立ち上げるというような方向にはございません。

小越委員 私はそもそもこの滞納整理推進機構はやはり廃止するべきだと思っています。何度もお話ししますが、差し押さえありきの方針が出されて、差し押さえによって生活に必要なものまで、差し押さえられている実績もあります。先日、市町村の担当者に研修をされたそうですけれども、徴収猶予ということがあるということ、多くの県民納税者が知らないわけです。それで、前回もお伺いしたんですけれども、窓口で徴収猶予の書類が置いてある市町村はいくつありますか。

深澤税務課長 機構では、徴収猶予を含めます納税の緩和措置について、去る8月末に研修を行ったところございまして、その際にその用紙を電子データで各市町村にも配布しております。納税相談の中で該当する可能性があると思われる場合には、市町村の方ですぐに対応できる状況になったと思います。なお、何市町村が窓口で置いているかということについては調査をございません。

小越委員 なぜ調査をしないんですか。研修の中でせっきやく徴収猶予について取り上げたわけです。多くの納税者はこの制度を知らないと言っているんですから、各自治体にデータではなく用紙で配布し、その自治体の窓口で置いたかどうか、しっかり確認するのが筋ではありませんか。何自治体置いたのか確認してもらいたいんですけど。

深澤税務課長 この納税緩和措置につきましては、当然、研修の中で市町村にも適切に運用していくようお願いしておりますし、市町村においても広報などで取り上げていただいております。窓口で置いて1枚書けばすぐ認められるというものではありません。徴収猶予の基準もありますので、安易にとられるといけないということもございますので、そこら辺は市町村の方で臨機応変、対応していると認識しております。

小越委員 せっきやくの制度があるにもかかわらず、ホームページにも載せないということは、教えないと一緒なんですよね。徴収猶予の書類が提出されたらその内容について調査しなければならないということに、たしかなっているはずなんです。聞き取りもすると、資産調査も聞き取りでもいいとなっていますので、それをこういう制度があるということをしらせない限り、多くの納税者は知らないわけです。差し押さえをしますよと市町村から書類が来るわけです。滞納整理推進機構にそれを送りましたから、それは差し押さえという方向でございまして書いてありますと、どうしていいかわからないですよ。実際に相談したときに、そこに徴収猶予の紙があるかないかで全然違うと思うんです。せっきやくこの徴収猶予の制度があるんですから、それを各自治体がありますということをしらせない限り、だれも知らないんじゃないですか。自治体の職員の頭の中に差し押さえありきという方針がありますと、それは

出さなくなってしまうと思うんです。ホームページにこういうことがありますよと載せるのはもちろん、その窓口で御相談ください、徴収猶予の制度がありますと、少し書けばいいじゃないですか。そこに申込用紙を置かなくても、こういう制度がありますと書くだけでもすべきではありませんか。自治体を調査してもらいたいです。

深澤税務課長

窓口で用紙が置いてあるかないかというよりも、市町村の職員が納税相談をする中で、積極的にといますか、該当しそうな場合には、それらの制度をよく説明して、対応するように勉強しておりますので、窓口で書類を置いていないだけで、そのことの周知をしていないことにはならないと思いますので、その辺は市町村において適切に対応していると考えております。

小越委員

じゃ、徴収猶予は何件あったんですか、今まで。

深澤税務課長

市町村に対して調査はしておりませんが、山梨市を初めとしまして、もう既に何件か幾つかの市町村で徴収猶予しているという報告は聞いております。

小越委員

何件かというのでは、件数がわかりませんよ。つかんでいないし、つかもうともしない。2件かもしれない、20件かも、200件かもしれない。それはわからないということでは、徴収猶予の制度について、せっかく市町村の皆さんが研修したにもかかわらず、それは県がやれと言っていることではないですよ。広く話をして「こういうのもありますよ」ぐらいで、納税者の立場に立ってないと思うんです。それはちゃんと自治体がどのくらいやっているのかチェックしてもらいたいです。それは滞納整理推進機構が来年引き継ぐ、引き継がないにもかかわらず、徴収猶予の権利がきちんとあるわけですから、それは自治体が納税者の皆さんにしっかりと知らせる。徴収猶予の件数がどのくらいあるのかわからないというのは、それは研修のうちに入らないと思うんですがいかがですか。

深澤税務課長

また機会をとらえまして、市町村の状況も調査したいと思います。

(職場の労働環境の問題について)

小越委員

ぜひ調査をしていただきたいと思うので、報告をぜひお願いしたいと思います。

次の問題に行きます。次は職場の労働環境の問題についてです。このところ涼しくなりましたが、夏場は非常に暑く、労働環境は劣悪だったと思います。聞くところによりますと、庁舎は暖房・冷房一括管理だと思いましたが、冷房は、暖房も同じだと思いましたが、何時になったら切られるんですか。

佐藤管財課長

委員の御質問であります冷房につきましての現状を申し上げます。6月の中旬から9月の中旬までを運転期間としております。時間につきましては、職員の勤務時間に合わせまして午前8時半から、午後は夕方5時45分までを運転期間としております。

小越委員

6月中旬から9月中旬、8時半から5時45分で一括ですよ。一括庁舎管理されているかと思うんですけど、5時45分以降、残業で残ってらっし

やる方は、冷房がきいてないところで仕事をしているという認識でいいですか。冬場はこの時間過ぎたら暖房がとめられるということでもいいですか。

佐藤管財課長

暖房につきましても11月の下旬から3月の下旬という運用期間、外気等々によって若干時期は異なるかと思うんですが、いずれにしても、冷房につきましても室温を28度になるように設定、暖房につきましても同じく20度になるように設定し、今、説明いたしました運転時間の中で運用しております。

本館を初めといたします県庁舎につきましても、経費あるいはその効率性ということを考えて合わせまして、集中管理方式という方式で空調を行っております。したがって、個々に所属ごとの勤務時間なり時間外勤務の状況というのが異なる事柄に対して、個々に対応するというのが設備的に難しいということ、それから、できる限り勤務時間縮減ということを取り組もうという考え方をあわせまして、今の運用時間ということで行ってまいりたいと思っております。

小越委員

そうしますと、例えば7月、8月、一番暑かった8月の下旬に5時45分以降時間外勤務されていた方は、例えば本庁ですけれども、何人ぐらいいらっしゃったんですか。

原間総務部次長

済みません、各所属で一体何人が残っていたかと言われますと、具体的に数を把握しているわけではございません。ただ、直近の数字で申し上げますと、22年8月では時間外勤務の命令を受けた者というのは、1,560人いるということでございます。ただ、これは1,560人がフルに残業を毎日のようにやっているということではなくて、8月のうち1回でもやれば、その方もカウントしておりますので、實際上、職場で何人残業しているというのは、ちょっとお答えできない現状でございます。

小越委員

例えばきょうは涼しいかもしれませんが、きょう6時とか7時に何人庁内において仕事をしているかというのは、人事課ではつかめなくても各職場でつかんでいると思うんです。命令を出した人といいますけれども、自主的にサービス残業されている方はかなりいらっしゃると思います。県庁の電気はかなり遅くまでついていきますからね。夏の37度、8度あった日に西日が当たる部屋で、6時、7時に残業されているというのは、物すごく劣悪過ぎる労働環境だと私は思います。皆さんそこにいらっしゃるのだからさうだと思うんですけれども、それでは仕事の効率も上がりませんので、やっぱり早く帰って、サービス残業をやめるべきだと思うんです。それにはやはり私は人をふやすことが一番だと思うんです。冷房の運転時間を長くしろではなくて、人をふやせばその分残業も少なく済むんですから、その点につきまして労働環境の問題からも、人をふやすという方向に切りかえたらどうかと思うんですがいかがですか。

原間総務部次長

時間外勤務の縮減に向けた検討につきましては、職員の健康維持でございますとか、仕事と生活との調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスなどの観点から、県庁全体として取り組むべき重要な課題であると認識をいたしております。このためこれまでも所属間、職員間の業務量の調整に配慮しつつ、完全定時退庁日の設定でございますとか、早出遅出勤務制度の活用などにも取り組んでまいっておりますところでございます。さらに、定員適正化計画に基

づく職員数の削減を進めておりますが、その中でも徹底した事務事業の見直しに取り組んでおまして、これまでもさまざまな取り組みをしております。本年度におきましてもチャレンジミッション'10の各部共通の重点施策事業といたしまして、仕事ダイエット活動の実践を続けまして、各部局長が先頭に立って業務量の削減に取り組んでいるところでございます。これらの取り組みを時間外勤務の抑制・縮減につなげてまいりたいと考えております。

それから、県職員の採用の数をふやすべきだという御質問でございますけれども、これにつきましては本会議で総務部長の方から答弁をさせていただいたとおりでございますが、繰り返しになりますが、本県では将来にわたって質の高い県民サービスを提供していくためには、その義務的経費の抑制に努め、持続可能な財政運営を確保していくことが極めて重要であると考えております。中でも人件費の抑制は大きな課題でございます。こうした課題、考え方のもと行革大綱を定めまして、削減に取り組んできておるところでございます。御理解をお願いしたいと思います。

(県職員退職者の再就職について)

小越委員

労働安全衛生基準にもちょっと抵触するような、劣悪な労働環境の中で長時間残業されているのは、非常に職員の皆さんにとっていかなものかと思うんです。私はやっぱり人をふやすのが一番だと思います。

最後に、県職員退職者の再就職のことについてちょっとお伺いします。横内県政になってから毎年7月ごろに昨年度の課長級以上の方が、退職された後の退職後の状況がホームページに公開されております。ことし、21年度末に退職の方についてもホームページに掲載されました。それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、再就職先に社団法人ですとか、財団法人、あるいは一般の企業もあるんですが、こういうところは再就職先の方から、こういう人に来てもらいたい、あるいは県の幹部だった人に来てもらいたいという、そういうアプローチがあるんですか。

原間総務部次長

県を退職する時点で関係団体から要請があった場合には、適任者を推薦することといたしております。

小越委員

例えば19年にある再就職先の常務理事になった方います。1年でおやめになって、今度は新たな方がそのまた常務理事になりました。同じところの団体から来ています。再就職先のところが、1年で常務理事さんがかわって、またそこで県の人に来てくれと言うのは、どうしてなのでしょう。なぜその再就職先の、かなり個別名が出ていますけど、県の関連施設がかなりたくさんあります。どちらかという、今まで退職する前は例えば財団法人・社団法人に委託をしていたとか、仕事を発注していた、そういうところの方々は今後は受ける方、受注先となっている場合もありますけど、それは再就職先からこういう方が望ましいから来てくれと言われて、毎回、1年、2年で交代する場合もあるということですか。

原間総務部次長

再就職先として就職された方が1年でおやめになっているのか、3年でおやめになっているのか、それは個々人の事情があるかと思しますので、その点につきましては御説明はなかなか難しいわけでございますけれども、いずれ関係団体からは県職員が在職中に培った組織運営のノウハウでございますとか、専門技術等の経験とか、能力を有効に活用したいという趣旨か

ら、県への推薦の依頼があるものと認識をいたしております。ちなみに同一の団体に過去の行った人と全く同一の職にあった者が就職していたといたしましても、これはその方の経験等を勘案した結果、そうなったものと考えております。

小越委員

例えば技監だった方が再就職先で、どちらかというところと、委託とか、発注するとか、そういうところにも行ってらっしゃる方いますよね、専務とか、事務局長とか。その利害関係はないとおっしゃるかもしれませんが、どうして、そこに関連しているところですよ、今まで退職する前の職場と非常に関係のするところに、退職後も行っているというのが散見できるんですけども、それはあくまで再就職先の方から、こういう方をお願いしたいと言われてくるんですか。そのマッチングをするのはだれなんですか。

原間総務部次長

今、委員おっしゃられたのは民間企業等に再就職したOBのことだと思いますけれども、県職員の再就職に関しては取扱方針といたしまして、山梨県退職職員の再就職等に関する取扱要領を定めまして、平成19年度末の退職者から職務に関連した企業への再就職につきましては、原則として自粛をいただくこととしたところでございます。ただ、一方で職業選択の自由がございますので、完全には強制はできないわけでございます。したがって、民間企業及び県入札参加資格などを有します関係団体へ再就職した場合には、取扱要領に基づきまして、退職後2年間、県への営業活動を自粛する旨の誓約書を、提出をしていただくように要請をしているところでございます。それから、マッチングにつきましては、県の人事課の方が分掌的にはやらせていただいております。

小越委員

例えば専務理事とか、それから、事務局長さんとか、理事長とか、かなり役職の高いところの方がほとんどだと思うんですけど、そうしますと、そこに常勤で勤めているということですね。常勤でとなりますと、退職金ですとか、給与ですとか、一時金ですとか、そういうのはどうなっているんでしょうか。

原間総務部次長

給与につきましては月額20万円～30万円程度、県の職員で言いますと30代半ばの主任クラスが基本と考えておりまして、団体の役員という場合でも、部下でございますプロパーの管理職よりも、かなり低い報酬で重責を担っているのが実情だと考えております。また、退職金につきましても、支給をしないように関係団体の方に要請をいたしておりまして、一部支給をしておる団体につきましても、ちょっと古くなりますが、県の平成19年度の包括外部監査においても、退職金はすべて100万円以下ということでございまして、社会通念上、高額と言われているような額ではなかったと報告をされております。

小越委員

その金額はともかく、必ず何がしかの専務理事・事務局長のところ、県の幹部だった方はつけるということで、再就職が確認されているのかなというのが1つと、それから、今まで委託ですとか、それから、仕事を発注していた側の人が、今度、1年たって逆に仕事を受ける側に立つというのもあるわけですよ。土木関係の方だった方が、土木関係の社団法人とか財団法人に行くと。福祉関係の方が社会福祉法人とか、社団法人に行くと。技監だった方が、それに連関するような職場に行くということが、何年か人はかわつ

でも、毎回、毎回、同じ就職先から来るというのは、何かちょっと心配なところがあるんですけど、もしそういうようなことがあった場合には、何か県としてストップをかけるとか、先ほど2年間の営業は自粛するってありましたけれども、その方々が情報をお電話で問い合わせるとか、そういう方々がいるんなところに会議に来るとか、意見を発言するとか、そういうことはできない仕組みになっているんですか。

原間総務部次長 1点目の団体の方の役職につくというお話がございましたけれども、各役職、どういう役職につけるかは、各団体の判断の中で行っていただいているものと考えております。

それから、2点目でございますけれども、現職の職員がOB職員から営業活動を受けた場合には、その内容を所属長に書面で報告することを義務づけるということが、先ほど申しあげました取扱要領に定められております。これによりまして、公務の公正性が損なわれることがないように十分配慮をしておるところでございます。ちなみに営業活動に関する報告につきましては、今のところございません。

小越委員 最後にしますけど、再就職先のところの財団法人・社団法人が、毎回、毎回、県の幹部の方々をお願いしたいというのは、どうしてなのかなと思います。県とすれば、言われるから、こういう方を御紹介しますと。なぜ県の幹部の方に専務理事や常務理事になってください、また、このポストがあきまず、お願いしなすって再就職先の方々が言うのかなというのが、ちょっと疑問というか、大丈夫なのかなと非常にそこは心配する旨があります。その後、退職後の再就職先の取扱要項で、厳しくしているということですが、県の委託金や、補助金や交付金がそこを通じて交付されることはないと思いますが、そこは今後もしっかりやってもらいたいと思っています。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を平成22年1月17日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 平成22年7月26日から28日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 鈴木 幹夫